

西宮市立勤労青少年ホーム個人及びグループ使用者登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市立勤労青少年ホーム（以下「ホーム」という）を定例的に使用する個人、グループ等の活動と円滑な運営を支援するために、ホーム使用者登録等に関して必要な事項を定める。

(個人登録の要件)

第2条 ホーム使用者の登録ができる個人は、青少年とする。

2 青少年は、次の各号に掲げる要件を満たす者をいう。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 中学校、高等学校及びこれらに類する学校に在学していること。
- (2) 西宮市に在住又は在学していること。

(グループ登録の要件)

第3条 ホーム使用者の登録ができるグループは、青少年グループとする。

2 青少年グループは、次の各号に掲げる要件を満たす者をいう。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 構成員全員が前条第2項第1号の規定の要件を満たしていること。
- (2) 構成員が2人のグループにあつては構成員全員、3人以上のグループにあつては半数が、前条第2項第2号の規定の要件を満たしていること。
- (3) 代表者が西宮市に在住又は在学していること。
- (4) 営利、宗教又は政治活動を目的としないグループであること。
- (5) ホームの事業及び運営に協力するグループであること。

(個人登録の承認)

第4条 第2条第1項の規定によりホーム使用者の登録を行おうとする者は、西宮市立勤労青少年ホーム使用証交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の当該申請書を提出した者が第2条第2項に規定する要件を満たしていると認めるときは、使用者登録を承認し、当該申請書を提出した者にホーム使用証を交付する。

(グループ登録の承認)

第5条 第3条第1項の規定によりホーム使用者の登録を行おうとするグループは、西宮市立勤労青少年ホーム使用証（グループ）交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。承認を受けた事項に変更が生じた場合も、同様とする。但し、中学校に在学している者以外の者にあつては（2）号を免除する。

- (1) 会員名簿又は使用者名簿
- (2) 勤労青少年ホーム使用にかかる保護者確認書
- (3) 会員の年齢及び住所又は学校名がわかるもの

2 市長は、前項の申請書を提出した者が第3条第2項に規定する要件を満たしていると認めるときは、使用者登録を承認し、当該申請書を提出したグループの代表者にホーム使用証を交付する。

(登録の有効期限)

第6条 登録の有効期限は、ホーム使用証を交付した日の属する年度の末日（3月31日）までとする。

（使用の区分）

第7条 ホームの使用回数は、1週間につき、9区分を限度とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（使用申請）

第8条 ホーム使用者の登録を受けた者は、ホーム使用日の属する月の2月前（受付開始日が土・日曜日及び休日の場合はその翌日）からホームの使用申請をすることができる。

（使用料の減免）

第9条 ホーム使用者の登録を受けた青少年及び青少年グループは、西宮市勤労福祉センター条例（以下「条例」という。）第7条及び条例施行規則（以下「規則」という。）第8条の規定により、所定の使用料を減免する。

（使用の制限）

第10条 市長は、第4条及び第5条で承認を受けたホーム使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、ホーム使用者登録を取り消すことができる。なお、ホーム使用者登録を取り消された者は、当年度において使用登録による利益を享受することができない。

（1）虚偽の申請をした場合

（2）条例又は規則に違反した場合

（3）仮予約を含むホーム使用申請をした者が、前日までに申請取消手続きを行わず、通算3度使用しなかった場合

（4）その他市長がホーム使用者として不相当であると認めた場合

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、ホーム使用者登録等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。